

白井市情報公開・個人情報保護審査会  
委嘱状交付式及び令和3年度第2回審査会  
会議録（概要）

- 1 日 時 令和3年11月5日（金）午後2時～午後3時
- 2 場 所 白井市役所本庁舎4階中委員会室
- 3 出席者 島田委員、中野委員、中村委員、山下委員  
笠井市長
- 4 欠席者 加藤委員
- 5 事務局 総務課：中村総務部長、高山総務課長、吉川主査、小池主任主事
- 6 傍聴者 0名
- 7 議 題

- (1) 委嘱状交付式
- (2) 令和3年度第2回審査会
- ・会長及び職務代理者の選任
  - ・白井市情報公開・個人情報保護審査会について
  - ・令和2年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について
  - ・個人情報保護法の改正について

8 議 事

- (1) 委嘱状交付式

笠井市長からの委嘱状交付後、市長挨拶、委員紹介及び職員紹介を行った。

- (2) 第1回審査会

○会長及び職務代理者の選任

会長の立候補及び推薦がなかったため、事務局から島田委員を推薦し、了承された。また、会長により、その職務代理者として加藤委員が指定された。

○白井市情報公開・個人情報保護審査会について

事務局より資料を基に、当審査会が所管する制度の概要及び担任する事務について説明を行った。

(質疑応答)

島田会長 過去5年間の実績として、情報公開・個人情報保護に係る審査請求は0件、行政不服審査に係る審査請求が1件、つまり案件としてはほとんどないという理解でよいか。

事務局 そのとおりである。

○平成28年度白井市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

事務局より資料を基に令和2年度の運用状況について説明を行った。

(質疑応答)

特になし

○個人情報保護法の改正について

事務局より資料を基に、個人情報保護法の改正（R3.5月公布、R5春頃施行）の概要、市の個人情報保護制度への影響について説明を行った。

(質疑応答)

島田会長 改正法の施行は、令和5年春頃ということで、その時期に間に合う形で条例の改正などの対応をするということでよいか

事務局 今回の法改正の概要を単純化すると、個人情報保護に関する3つの法律の1本化をし、統一のルールで運用していくというものである。市においても、令和5年春に向けて来年度中には条例の改正等の対応をしていくことになる。

島田会長 改正法が施行されるまでは、現行の条例に基づいた審査請求に係る審査を行い、改正法が施行された後は、改正された条例などに基づいた審査を行うという整理でよいか。

事務局 そのとおりである。

○その他

事務局 参考までに、情報公開条例、個人情報保護条例及び各条例の施行規則の条文を配布した。基本はそちらに則った運用を行っているので、不明な点があれば遠慮なく問い合わせいただきたい。

島田会長 会議については、個別の案件がなければ、開催しないということか。

事務局 かつては、年に1回は運用状況の報告のために開催していた頃もあったが、現在は、報告のみのために多忙な委員を集めるということはやめている。

来年度においては、条例改正に関して会議を開催する予定なのでよろしくお願いしたい。

**【閉 会】**